

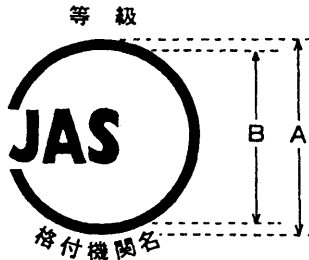
単板積層材の格付の表示の様式 及び表示の方法

(昭和63年10月11日)
(農林水産省告示第1598号)

最終改正 平成12年6月9日 農林水産省告示第823号

一 表示の様式

1 単板積層材（構造用単板積層材を除く。以下同じ。）



- (1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの $9/10$ とする。
- (2) JASの文字の高さは、Aの $3/10$ とする。
- (3) 等級を表す文字の高さは、Aの $1/5$ とする。
- (4) 等級は、1等又は2等の別を記載する。ただし、表面に化粧加工を施したものにあっては、等級の表示を省略する。
- (5) 格付機関名は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条第1項及び第19条の2の2の規定により農林水産省の機関、都道府県、登録格付機関又は登録外国格付機関が格付を行った場合にのみ記載する。この場合において、格付機関名は、略称を記載することができる。

2 構造用単板積層材



- (1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの $9/10$ とする。
- (2) J A Sの文字の高さは、Aの $3/10$ とする。
- (3) 等級を表す文字の高さは、Aの $1/5$ とする。
- (4) 等級は、特級、1級又は2級の別を記載する。
- (5) 格付機関名は、法第14条第1項及び第19条の2の2の規定により農林水産省の機関、都道府県、登録格付機関又は登録外国格付機関が格付を行った場合にのみ記載する。この場合において、格付機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付の都度、各枚、各本又は各りごとに、見やすい箇所にちよう付し、又は押印とするものとする。

施行期日（平成12年6月9日農林水産省第823号前文）

平成12年6月10日から施行する。